

## 事業者の皆様との対話の実施について

### 1 はじめに

本市では、津波により甚大な被害を受けた東部沿岸地域のうち、約1,210haについては、住宅の建築ができない災害危険区域に指定し、お住まいだった方々に安全な内陸に移転していただく防災集団移転促進事業（以下「防集事業」という。）を進めてきました。

この防集事業により取得した土地（移転跡地）のうち、七北田川以南の5地区について、被災者の想いをくみ取りながら有効活用を図るべく、平成27年度から具体的な検討を開始しました。

これまでのような一般的な公園や農地としての利用だけでなく、民間の自由な発想や提案を最大限に活かしながら、この広大な土地に行政だけではできない、仙台の新たな魅力や価値を創出する土地利用を目指すため、跡地利活用に係る基本理念や土地利用方針を、地域の方々や事業者、市民、行政とで共有することを目的として、「仙台市東部沿岸部の集団移転跡地利活用方針」を策定し、平成29年3月に公表いたしました。

本市は、東部沿岸部での「新たな魅力の場」の創出にあたっては、都市の多様化するニーズに対し、東部沿岸部が個性豊かな都市機能の一翼を担い、市が目指す都市像の実現に寄与することが望ましいと考え、平成29年度からその実現を本市と共に進めていただける事業者の募集を進めてきており、残すは荒浜地区の3ブロック（合計約10.2ha）のみとなっております。

このたび、仙台市の基本的な考えを示しながら、事業者意向の把握などを行い、今後の残る3ブロックの公募に向けて、募集条件や募集時期についての検討を進めるため、このブロックにおいて事業を行うことに関心のある事業者の皆様と対話を実施することといたしました。

### 2 仙台市集団移転跡地利活用の基本理念

移転跡地の利活用にあっては、震災により失われたかつての暮らしなど地域の歴史や文化、追悼の気持ちなどの地域の方々の思いを尊重しつつ、いかに東部沿岸部の新たな未来を創っていくべきか、地域の方々や市民、事業者が同じ方向を向いて考え、活動・交流が生まれていくことが重要だと考えています。

そのうえで、東部沿岸部に広がる貴重な自然環境や景観、周辺地域で進められているまちづくりや経済活動など、各地区の特性を踏まえた土地利用によって、過去と未来の新しいものが融合し、世界の人々が集うような、市民が誇れる今までにない素晴らしい場所となることを望んでいます。

#### 基本理念

『つたえ、つなぎ、そしてつくる、新たな海辺の魅力と未来の仙台』

「つたえる」

そこにあったひとの営み、震災の記憶と復興の軌跡を伝えていく

「つなぐ」

地域が誇る自然、海辺の豊かな環境とひととを繋いでいく

「つくる」

かつての賑わい、そして新たな価値とひとの活力を創っていく

また、本市が目指す各地区の土地利用方針の詳細等については、「仙台市東部沿岸部の集団移転跡地利活用方針」をご参照ください。（仙台市ホームページでご覧いただけます。）

### 3 仙台市集団移転跡地（事業者未決定ブロック）の概要

#### (1) 所在

- ・荒浜地区（仙台市若林区荒浜字南丁地内外）

#### (2) 利活用可能面積

- ・合計約 10.2ha（⑨ブロック：約 2.7ha、⑩ブロック：4.8ha、⑪ブロック：約 2.7ha）

※ 詳細は別図参照

#### (3) 土地利用上の制限など

- ・災害危険区域：住宅の建築は不可
- ・市街化調整区域：新たな開発・建築などに制限

#### (4) 位置図



#### 4 事業者公募の際の応募資格等

事業の実施に必要な免許、知識・経験、資力、信用及び技術力を有していることなど、今回の対話の結果を踏まえ、さらに検討し、応募資格等を応募要領に定めたうえで公募を行います。

#### 5 事業者公募スケジュール（予定）

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 事業者との対話の実施 | 令和4年11月 |
| (2) 応募要領の公表    | 令和5年1月頃 |
| (3) 利活用事業者の募集  | 令和5年2月頃 |
| (4) 利活用事業者の決定  | 令和5年8月頃 |

#### 6 対話の実施方法

##### (1) 日時

令和4年11月24日（木）～11月30日（水） 9時30分～18時

ご参加いただく事業者の知的財産権等の保護に配慮し、この期間に参加事業者ごとに最大1時間程度でお話を伺います。

##### (2) 場所

仙台市役所北庁舎または二日町第五仮庁舎（オンワード樫山仙台ビル）

※日時・場所の詳細は、ご参加いただく事業者に個別にEメールでお知らせします。

##### (3) 対象者

移転跡地の利活用事業の実施主体となる意向を有する事業者

##### (4) 対話参加の申込み（事前申込制）

###### ① 申込方法

別紙様式「仙台市移転跡地利活用に係る事業者公募に向けた対話 参加申込書」に必要事項を記入し（電子データで作成）、Eメールに添付の上、下記の期間内に申込先に提出してください。なお、Eメールの件名は【対話参加申込】としてください。

###### i 申込先

仙台市都市整備局市街地整備部市街地整備課東部再生係 Eメール:tos009140@city.sendai.jp

###### ii 申込期間

令和4年11月7日（月）～11月16日（水）（最終日は午後5時まで（必着）の受付とします。）

※この対話に参加したことが、事業者公募の際の評価要素になることはありません。

###### ② 参加者決定の通知

ご参加いただくことを決定した場合は、速やかに申込者にEメールで通知します。その際、対話の「日時・場所」の詳細をお知らせします。（まことに勝手ながら、日時は、こちらで指定をさせていただきます。参加申込みの際にご希望の時間帯を記入していただきますが、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。）

令和4年11月18日（金）午後3時までにEメールが届かない場合には、お手数ですが、下記の参加申込・連絡先（担当課）にお問い合わせください。

## 7 対話内容（当日お聞かせいただきたい内容）

「仙台市東部沿岸部の集団移転跡地利活用方針」で示した考え方に基づき、各事業者の皆様と以下の項目について対話をいたします。

### （1）利活用の事業概要について

実施主体、利用面積・位置、利用用途や施設整備の内容、集客見込数、想定スケジュール 等

### （2）利活用にあたっての提案等について

地域貢献や地域との連携方策、避難計画や交通対策、地域マネジメント 等

### （3）事業者公募の条件等について

希望する借地期間 等

## 8 留意事項

（1）対話への参加実績や対話内容は、事業者公募における評価の対象とはなりません。

（2）対話への参加に要する費用は、参加された事業者にご負担していただきます。なお、説明資料の提出は必須ではありません。参加者側で必要と判断される場合は、ご持参のうえご説明をお願いします。

（3）次の条件に該当する場合は、対話に参加することはできません。

仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実があると認められる団体並びに措置要件に該当する個人が役員を務めている団体

## 9 参加申込・連絡先（担当課）

仙台市 都市整備局 市街地整備部 市街地整備課 東部再生係  
〒980-8671 仙台市青葉区二日町 12-34 二日町第五仮庁舎 6階  
電話：022-214-8584 FAX：022-261-6375  
電子メール：tos009140@city.sendai.jp  
※原則、Eメールでの対応をお願いします。